登録番号	名称	変更前の住所	変更後の住所	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
AA	テュフズードジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿四丁目十五番三号住友不動産西新宿ビル三号館	東京都新宿区西新宿四丁目三十三番四号	一　東京都新宿区西新宿四丁目十五番三号住友不動産西新宿ビル三号館 二　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五番二号新大阪第一ビルディング十四階	一　東京都新宿区西新宿四丁目三十三番四号 二　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五番二号新大阪第一ビルディング十四階	平成二十一年四月一日
AJ	日本化学キューエイ株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目三番2号	東京都千代田区内幸町一丁目二番一号日土地内幸町ビル	東京都千代田区霞が関三丁目三番2号	東京都千代田区内幸町一丁目二番一号日土地内幸町ビル	平成二十二年一月一日

○厚生労働省告示第五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である財団法人電気安全環境研究所及びフジファルマ株式会社について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AK	財団法人電気安全環境研究所	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの 一　歯科用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　医用電気機器 四　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 五　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 四　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 五　医用電気機器	平成二十一年六月二十三日

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AM	フジファルマ株式会社	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 三　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 四　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 五　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器 六　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 七　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 八　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 九　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器	平成二十一年八月十二日